

# 令和8年1月の大雪による被害からの復旧支援について

## ～農業者等営農継続緊急支援事業～

令和8年1月21日からの大雪により、パイプハウスや果樹・茶に多大な被害が発生したことから、一日も早い経営再開に向けた取組を支援を行います

### 1 事業内容

#### ■対象と補助率

対 象	補 助 率
<p><b>①農産物生産回復支援事業</b></p> <p>・対象作物 果樹、茶</p> <p>・対象経費 防除用農薬、草勢回復用肥料</p> <p>※令和8年度1月21日から令和8年5月21日までに使用した資材が対象です。</p>	<p>1 / 2 以内（※消費税は補助対象外）</p> <p>ただし、補助対象事業費の限度額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防除用農薬 4,500円/10a（果樹） 4,000円/10a（茶）</li> <li>・草勢回復用肥料 3,000円/10a（果樹） 4,000円/10a（茶）</li> </ul>
<p><b>②パイプハウス復旧支援事業</b></p> <p>・対象作物 野菜、果樹、花き</p> <p>・対象経費 パイプハウスの復旧・撤去 (ビニール破れ含む、ただし材料費のみ)</p>	<p><b>【復旧費用】</b> 施設共済等加入ハウス : 1 / 2 以内 施設共済等未加入ハウス : 3 / 10 以内</p> <p><b>【撤去費用】</b> 1 / 2 以内（事業費上限290円/㎡）</p> <p>※いずれも消費税は補助対象外</p>
<p><b>③宇治茶等生産施設災害復旧事業</b></p> <p>・対象作物 茶、果樹</p> <p>・対象経費 被覆棚・被覆資材、果樹棚 の復旧・撤去</p>	<p><b>【復旧費用】</b> 被覆棚・果樹棚、被覆資材費 : 4 / 10 以内</p> <p><b>【撤去費用】</b> 1 / 2 以内（事業費上限290円/㎡）</p> <p>※いずれも消費税は補助対象外</p>

## ■事業実施主体

- ▶ ① 3戸以上の販売農家が組織する営農組合等の団体
- ▶ ②販売農家
- ▶ ③販売農家、農業者が組織する団体等

## ■主な採択要件・復旧の条件

- ▶ 農林水産業被害報告書取りまとめ要領に基づき府に報告されていること
- ▶ 復旧するハウスは被災前と同種、同規模、同機能のものとする
- ▶ 復旧するハウスは災害対策のための補強（タイバー又はクロス）を行うこと
- ▶ 復旧したハウスは、園芸施設共済等に参加すること（ビニール破れ含む）

## 2 申請の流れ

- ①事業実施主体で申請書を作成
- ②在住の市町村窓口へ提出
- ③市町村でとりまとめ、府へ申請

## 3 申請締切（各広域振興局着）

第1次 令和8年7月31日（金）  
最終 令和8年10月30日（金）

問い合わせ先

京都府農林水産部農産課 : 075-414-4966  
南丹広域振興局農林商工部 : 0771-22-0371  
丹後広域振興局農林商工部 : 0772-62-4305